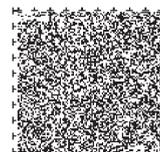
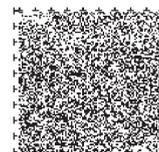


資料編



1 計画策定過程

実施年月日	会議名等	主な内容
令和4年12月～1月	千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査	
令和5年9月12日	令和5年度第1回 千葉市障害者施策推進協議会	・計画策定の趣旨・骨子案
令和5年9月26日 ～10月13日	障害者団体等意見照会	・計画骨子案への意見
令和5年12月13日	令和5年度第2回 千葉市障害者施策推進協議会	・計画原案の検討
令和6年1月22日 ～2月21日	パブリックコメント手続の実施	・計画案への意見
令和6年3月15日	令和5年度第3回 千葉市障害者施策推進協議会	・計画案の承認



2 千葉市障害者施策推進協議会条例

平成4年3月19日
条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、千葉市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

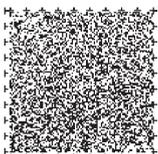
(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。



(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の障害者差別解消支援地域協議会として、協議会に障害者差別解消支援部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第1項中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「協議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第3項、第6条第1項及び前条中「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

8 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月24日条例第10号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年規則第36号で平成6年6月1日から施行)

附 則(平成17年7月14日条例第36号)

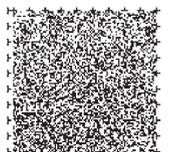
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に定める日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第10号)

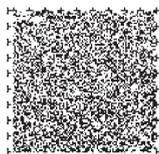
この条例は、平成28年4月1日から施行する。



3 千葉市障害者施策推進協議会委員名簿

(氏名：五十音順、敬称略)
令和5年11月1日現在

氏名	役職名等	備考
伊藤 文彦	千葉市身体障害者施設連絡協議会会長	
大濱 洋一	(一社) 千葉市医師会副会長	
緒方 昭一郎	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉障害者職業センター所長	
菊池 裕美	千葉市自閉症協会会長代行	
国本 雄一郎	(一社) 千葉市身体障害者連合会副会長	
斉藤 浩司	(一社) 千葉市歯科医師会会長	
坂本 雅雄	(特非) 千家連理事長	
佐久間 正敏	千葉商工会議所常務理事	
佐久間 水月	千葉県弁護士会弁護士	
佐藤 幸生	千葉公共職業安定所所長	
白井 貴	千葉市立養護学校校長	
高梨 憲司	(一社) 千葉市身体障害者連合会会長	
高山 功一	(一社) 千葉市身体障害者連合会副会長	
内藤 八洲夫	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	
成田 智子	千葉市手をつなぐ育成会会長	
新倉 義広	千葉市知的障害者福祉施設連絡協議会理事	
初 芝 勤	(福) 千葉市社会福祉協議会会長	
村田 淳	千葉大学医学部附属病院准教授	
山下 幸子	淑徳大学教授	



○主な用語解説

(あ行)

一般就労

雇用契約を締結し、企業などで働き、収入(給料)を得る就労のこと。

インセンティブ

動機付け、刺激、誘因など、意欲をかき立てる要因のこと。

(か行)

強度行動障害

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する不適応行動を頻繁に示す障害のこと。

拠点福祉避難所

災害が発生した場合、緊急の入院加療等を必要としないが、より専門性の高いサービスを必要とする人が利用するための避難所のこと。なお、あらかじめ本市が高齢者施設、障害者施設などの施設を指定のうえ、災害時に必要が生じた際に指定施設に対し開設を要請し、身近な避難所である指定避難所から対象となる人を移送することになるため、原則として指定避難所を経ずに直接拠点福祉避難所に避難することはできません。

(さ行)

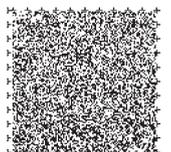
障害者差別解消法

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に制定された法律です。令和6年4月に改正法が施行され、行政だけでなく、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者総合支援法

平成25年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正したものです。

なお、障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでの障害の種類ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律で、平成18年4月に施行されました。



成年後見制度

認知症のある高齢者、知的障害者、精神障害者などの主として判断能力が十分でない人を対象として、その人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また、日常生活の場面において、主体性がよりよく実現されるよう、財産管理や日常生活での援助をする制度です。

(た行)

地域包括ケアシステム

令和7年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス(住まい・医療・介護・予防・生活支援)が一体的に提供される体制です。

(な行)

二次障害

本来の症状とは別に、二次的な問題・行動・症状が発生してしまうこと。

(は行)

福祉的就労

社会参加や日中活動の場として、福祉施設等で授産活動に従事し、売上げの中から収入(工賃)を得る就労のこと。

福祉避難室

災害時に、専門性の高いサービスは必要としないが、指定避難所での避難生活に困難が生じる高齢者、障害者等に対して特別の配慮をした避難所(福祉避難室)のこと。本市では学校などの指定避難所内に必要に応じて開設します。

(ら行)

ライフステージ

人の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた各段階のこと。

